

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の着脱を許可いたします。



◎決算特別委員会委員長の審査報告、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、認定第1号、日程第2、認定第2号、日程第3、認定第3号、日程第4、認定第4号、日程第5、認定第5号、日程第6、認定第6号、日程第7、認定第7号、日程第8、認定第8号、日程第9、認定第9号、日程第10、認定第10号までを議題とします。

認定第1号から認定第10号までは決算特別委員会に付託してありますので、決算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

10番、山岸国夫君。

〔決算特別委員会委員長 山岸国夫君 登壇〕

○決算特別委員会委員長（山岸国夫君） 決算特別委員会の審査報告をいたします。

本特別委員会に付託された議案について、審査の結果を会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記。決算審査にあたっては、予算を議決した趣旨と目的に従って適正に、そして効率的に予算執行されたか、その執行によって最大限の効果が発揮できたかを主眼にして審査した。

1、認定第1号 平成30年度只見町一般会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、次の意見を付して原案のとおり認定すべきものと決定した。①近年、事務事業の多様化と高度化により、職員の更なるスキルアップと創造力が求められる。一方で激変する地域社会の将来を見据え、これを客観的に分析し適切な判断による機敏な財政運営が求められる。常に行政はスピード感を持ちながら、行政組織を十分に活用して住民サービスの維持と向上に努めること。②不祥事が多発していることから、公務員倫理の徹底を強化するとともに、予算の執行責任者である町長は、全ての事務に慎重を期し、法令順守の徹底を図ること。③人口減少と高齢化が止まらず集落機能の低下が著しい。そのため、山林や農地、

集落が荒廃し鳥獣被害も多発している。実態をよく把握し、これら課題に即応した施策を早急に構築すべきである。個々の住民や集落に寄り添い、住民自治を高め、常に協働のまちづくりを意識しながら効率的で意義のある行政執行にあたること。

2、認定第2号 平成30年度只見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

3、認定第3号 平成30年度只見町国民健康保険施設特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

4、認定第4号 平成30年度只見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

5、認定第5号 平成30年度只見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

6、認定第6号 平成30年度只見町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

7、認定第7号 平成30年度只見町地域包括支援センター特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

8、認定第8号 平成30年度只見町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

9、認定第9号 平成30年度只見町集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

10、認定第10号 平成30年度只見町朝日財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、認定第1号から採決を行います。

認定第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 1 番、酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） 認定第 1 号について。認定について反対の立場で討論いたします。

ここに、町職員が持つ、只見町役場職員必携があります。職員が職員として採用された時にもらっています。私ももらいました。菅家町長ももらっているはずですが。また、議員諸君も議員必携をお持ちであります。何が書いてあるか。高い、地方自治に関する志が書いてあります。地方自治体たる只見町は、これまで法令順守の立場を貫き、公平・公正を堅持して自治を行ってきました。しかるに、この決算には公平・公正を覆す、決して容認できない支出があります。それは只見町公共事業補助金交付規則による災害復旧事業であり、以下の支出であります。款、項、目、節。19、1、4、19。事業名、農地農業用施設災害復旧事業。事業の目的。農業用施設復旧。布沢、並滝橋。事業費、当該年度、874万5,169円。2年度に亘っておりますので、既に支出負担行為が切られております。総支出額は1,924万1,393円にのぼります。この事業は、只見町公共事業補助金制度に該当しない橋梁改築事業であります。昨年、12月21日、本会議、議場において、この並滝橋は認定外集落橋と説明されました。今般の決算では農地農業用施設となっております。さらにこれは、只見町補助金交付規則に抵触するなど、法令に抵触したまま予算が議決されております。町長による法令を無視した予算提案と、それを議決した議会。その後、貴重な交付金は会計事務の独立の原則という最後の権限を行使できない会計管理者によって交付金が支払われました。また、この交付金の支払いを監査機関は監査しなかった。地方自治法の基本である自治体の二元代表制は損なわれ、ここに基本的自治体の形は崩れ去ったのであります。まさに見ざる・言わざる・聞かざる。そのような状態で決算に至りました。町制60周年という記念すべき年に、只見町は歴史上、未だかつてない汚職にまみれました。誠に恥ずかしい事態である。町の交付金は自治体のルールが機能しない状況下で失われました。町長の責任は極めて重大であります。全体の奉仕者として宣誓し、誠心誠意、業務を全うしている役場職員の誇りと名誉は大きく傷つきました。自治体たる只見町は地に落ちました。これは断じて認められない決算であります。よって、決算は認定しない。心ある議員同志の職員、この反対討論に同調し、この只見町を救っていただきたい。

以上、反対討論を終わります。

○議長（齋藤邦夫君） 反対討論をしていただきました。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成30年度只見町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

認定第1号 平成30年度只見町一般会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、認定第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、認定第2号についてを採決いたします。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

10番、山岸国夫君。

反対討論ですか。賛成討論ですか。

○10番（山岸国夫君） 反対討論です。

○議長（齋藤邦夫君） これから討論を行います。

原案に反対する者の発言を許します。

反対討論お願いします。

○10番（山岸国夫君） 認定について反対の立場で討論いたします。

私は国民健康保険税が町民の生活を圧迫している状況から反対いたします。国が国民健康保険に対し、当初、医療費の5割の負担をしていたのを給付費の5割としたため、現状では国の負担割合は3割台となっております。全国的にも国保税が協会健保と比較しても高すぎるという声が大きく挙がっております。そういう状況の中で全国知事会も国に対し、1兆円の財政支出をして軽減措置を図るように国に求めております。これは均等割分の軽減を図れということでもあります。全国では、高すぎる国保税の軽減のために子供の均等割軽減策を講じているところも出てきております。均等割という課税方式は他の保険制度にないもので、所得が無くても、生まれた赤ちゃんにまでも、この均等割が課税されるという重い負担金額になります。30年度は国保制度が県単位の広域化となりました。そして国が激変緩和措置として3,400円の財政投資をして、29年度より只見町においては所得割が若干下がりましたがけれども、しかし、トータルすれば、この間、高くなっているわけですから、私は基金を活用して町民の負担を軽減すべきであるというふうに思います。また同時に、基金の活用のみじゃなく、一般会計の繰出しも行って、町民の命、健康を守るべきだと思っておりますので、そういう措置が取れてない下で私はこの認定に反対いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、原案に賛成の方の討論を求めます。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成30年度只見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

認定第2号 平成30年度只見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

認定第3号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

それでは討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 反対討論です。

この認定について反対の立場で討論いたします。

この中で歯科診療科目の中の臨時職員の待遇改善が、待遇が一向に改善されないことあります。決算額では4名で約900万円。一人あたりでは年収220万程度となっております。同一労働同一賃金が基本であります。同時に、町の政策として、少子高齢化の打開策として、若者定住、Iターン・Uターンの促進など議会も町当局も町の政策課題として高い位置づけをしております。しかし、臨時職員では展望を持つことができないのではないのでしょうか。人は石垣、人は城ということわざがあります。このことは、只見町を背負っていくのは人であります。その人を町が根本から支える。そして、町当局が本来のあり方で雇用し、町民の模範となっていく。このことが町に私は求められていると思います。そういう意味でも将来展望を持てる職場づくり。このことが求められていると思います。ほかの介護施設の中でも、昨年、訪問介護条例が制定されました。しかし、途中で退職などにより、これが滞ってしまいました。せっかく町が良い施策をやろうとしているのに、人がいなくてできない。条例をつくって半年も経たずにこれが活かされない。これもやっぱり、人の確保をどうするか。大事なやっぱり問題ではないでしょうか。そういう点でも人づくりの根本問題としてここにはあると思います。そういう意味から私は認定できないという立場で反対討論いたしました。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成30年度只見町国民健康保険施設特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

認定第3号 平成30年度只見町国民健康保険施設特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第4号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 認定に反対する立場で討論いたします。

この後期高齢者医療制度は75歳という年齢を区切って社会保障を扱っていることであります。この根本のところでは私は反対をしております。75歳以上の方々が置かれている状態は、歳を重ねれば病気も多様化してきます。人間の摂理としてこれは当然なことでもあります。現在の制度は、医療費が増えれば受益者が負担するという仕組みであります。本来の社会保障制度のあり方からは遠のいている。これは国が後期高齢者医療制度に対して、国の補助金の出し方を渋り、そして受益者のみに負担を強いていく。このことによって、医療費が増えれば、そのまま受益者に、加入者に負担がかかってくる。こういう制度でありますから、国が予算配分して加入者の負担軽減を図るべきでありますけれども、町としても町民の負担軽減を図るためにも、町も一般会計からの法定外繰入など、負担軽減措置を講じるべきという

ふうにご考えております。そういう措置が取られない下でのこの制度については反対をいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで討論を終わります。

これから認定第4号 平成30年度只見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

認定第4号 平成30年度只見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第5号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 認定に反対の討論をいたします。

介護保険料は基準額で第2期の介護保険事業計画の中で、平成15年当時は月額、基準額で2,943円でした。年間にすれば3万5,316円でした。現在の第7期介護保険事業計画の第1号被保険者保険料の基準額は月額5,900円、年額で7万800円です。この

15年間で2倍になっております。町民に多大な負担を強いております。ここにも国が25パーセントしか財政負担をしていないことに問題がありますけれども、町も改善策を真剣に検討すべきであります。ちなみに、私が不可解に思うのは、国民健康保険やほかの後期高齢者医療制度など、それぞれ計算は個人や世帯の収入によって決められております。しかし、介護保険料については、その世帯の中に、例えば年額、月額5万以下。そして年額でも60万以下の収入の方。この方の単独の収入で基準をかければ、減額措置がとられて2号認定ぐらいになるはずですが。しかし、収入のある人達と一緒に生活している人達と一緒にいると、その減額措置がもっと抑えられて、例えば4号認定になるということでもあります。こういう収入は同じでありながら、単独で生活するのか。家族で生活するのかによって介護保険料が違ってくる。これは世帯主が自分の収入金額によって保険料を納める。そして、また、その年収の少ない人の分も負担する。二重課税じゃないかというふうに私はこの制度の不可解さを思っております。また、保険料の支払いのみでなく、介護認定を受け、介護サービスを受ける際にも多額の費用が掛かっております。町民のある方は、自分が働かないと生活できない。しかし、親を介護施設に入れれば、相当な負担額となっている。その板挟みで生活している人も多くいらっしゃいます。そういう意味で、金がなければサービスも受けられなくなる。このような制度は改善を求められていると思います。平成30年度ではここの改善が見受けられませんでしたので私は反対いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成30年度只見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

認定第5号 平成30年度只見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第6号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり、採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号については委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第7号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり、採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第8号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり、採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第9号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり、採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第10号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり、採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は委員長報告のとおり認定されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君） ここでお諮りをいたします。

町長より、議案第66号 令和元年度只見町一般会計補正予算（第4号）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1とし、日程第11以下を繰り下げて審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第66号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） それでは、追加日程第1、議案第66号 令和元年度只見町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） おはようございます。

議案第66号 令和元年度只見町一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

令和元年度只見町の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,233万6,000円とするものでございます。

一枚おめくりをいただきたいと思っております。第1表であります。

まず歳入であります。今回、県支出金。そして項としては県補助金として17万1,000円の歳入を受けます。その下に、補正されなかった款項に係わる額ということで5億242万2,000円がございまして。

一枚おめくりいただきますと歳出になります。今回は民生費、予備費の補正でございます。民生費では社会福祉費で34万4,000円の追加。予備費におきまして17万3,000円の減額ということでございます。補正されなかった款項に係わる額49億8,335万4,000円となっております。

以後、事項別明細でご説明を申し上げますが、ただ今申し上げました補正されなかった款項に係わる額。これにつきましては記載を省略をしてございますのでご理解をお願いをいたしたいと思います。

事項別明細でご説明を申し上げます。5ページであります。歳入であります。款の14、県支出金。項の2、県補助金であります。目としましては2の民生費、県補助金。内容であります。国内民間建立慰霊碑移設等事業補助金17万8,000円を県補助金として歳入するものであります。概要につきましては歳出でご説明を申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 6ページ、歳出であります。款の3、民生費。目の1、社会福祉総務費であります。県支出金17万1,000円、一般財源17万3,000円ということで、工事費として34万4,000円をお願いするものであります。これ、この予算につきましては、黒谷の瀧泉寺敷地内に設置されております慰霊碑を朝日振興センター前の土地改良区の記念碑の脇へ移設する工事であります。この経過としましては、瀧泉寺さんより屋根からの落雪等により、かなり危険な状態であるということで移設の要望があったものであります。この慰霊碑につきましては、現在、管理者は朝日の遺族会であります。平成29年に高齢化の理由により、現在、休会しております。実質的な現在の管理者は不在というような状況になっているものでありまして、様々、協議・検討させていただきましたところ、国の補助金があるということで国・県と協議により、このほど補助の内諾を得ましたため予算措置をするものであります。よろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） ちょっと、念のため伺います。これはあの、慰霊碑ということですので、ちょっとなかなか、何といいますか、センシティブなものなのかなというところ。一つには、よく言われますが、政教分離という考え方ですね。県のほうと、国のほう、県の

ほうと協議され、この支出が認められたという経緯の説明がありました。この辺についてももう少し伺いたいと思います。といいますのも、昨年度ですが、昨年度、ちょっと前ですけども、今あの、商工会青年部で管理しております町の、町というか、お神輿がありまして、その修繕をした際に、地域づくり交付金の活用を申請してみましたが、まあ、言ってみれば宗教に絡む、お神輿ですから、まさに神様が乗ってますので、宗教に絡むものとして却下されてしまった経緯がございます。ここの整合性について、念のため教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 政教分離というようにお話であります。この政教分離につきましては政治と宗教を分離してお互い干渉しないようにしようというような内容だと思います。この補助金につきましては、国で、そうではないよというような、いった意味合いの持つ補助金であると考えております。この基本的に、今般あの、お願いしてあります慰霊碑につきましては、町内で対象になる慰霊碑。この補助金で対象になる慰霊碑が三つございます。只見地区にある滝神社にある慰霊碑と、あとここの朝日地区のここの分。あと明和地区の象頭山公園というところにある慰霊碑。三つが対象になる補助金でありますので、今ほどおっしゃられました神輿というようなものは、実際、この補助金の対象にはなりませんので、この宗教的なものではないという認識で国が助成されているといった理解でお願いしたものでありますので、よろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

朝日振興センター長。

○振興センター長（梁取洋一君） ただ今あの、4番議員のほうから、地域づくり交付金の申請に却下されたというお話がございましたが、事前に協議はございまして、申請はされておられませんので、ここでお伝え申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

6番、中野大徳君。

○6番（中野大徳君） 管理者がないという説明を受けましたが、これ、今後、管理者がずっといないままだと、なかなか問題だと思うんですが、今後、管理者の検討はなさるんでしょうか。それとも管理者いないままだでも移したままでおられるんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 管理者、いないわけではございません。管理者が、今、休会

されているというような状況でありまして、基本的には、町、町有地の中にありますので、管理、町になるのかなと思います。現在ですね、朝日の遺族会というものは休会中ですが、そちらとも協議のうえ、今後対応していきたいと考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、中野大徳君。

○6番（中野大徳君） 遺族会は今休会中とおっしゃいますが、再開する見込みとか、あるんでしょうか。なければもう、なければ、あればそれで良いんですけども、将来的に難しいんじゃないでしょうか。だから決定しておいたほうがよろしいんじゃないでしょうかという質問です。お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 中野議員おっしゃる意味も十分踏まえたうえで発言をさせていただきますので、その辺はお含みおきいただきたいと考えております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） ちょっと話が逸れるようで恐縮ですが、今ほどの振興センター長の答弁について、ちょっと伺います。申請はされてなかった。確かにそれはされてなかったと思うんですが、事前に相談の時点で、いや、これは政教分離の理屈があるからだめだということと断られたといった経緯もございます。この件について、そういった見解であったところについて、今回の件と、過去のその、だめだよと言われた件との、についての整合性をお聞かせください。

○議長（齋藤邦夫君） 朝日振興センター長。

○振興センター長（梁取洋一君） 今回ですね、その申請の段階で申請されなかった理由というのは、商工会青年部で管理ができないので只見若衆会で管理をしてくれというような話で持ち込まれたものであって、その宗教関係等の理由による話は一切ございませんでしたのでお伝え申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） 町民生活課長は、県の補助金がつくからというようなことをおっしゃいましたけれども、今、目黒道人議員からも質問されましたけれども、要は、政教分離の原

則に、法的にその問題はなかったのかなというふうに思うんですが、抵触しないか・するかだけで結構ですが、この可否については、それなりに検討、調査をして、そして予算に計上されたのだから、反対も何もありませんけれども、やはり、振興センター長おっしゃった、答弁されたことも噛みしめて、法的に抵触しなければ良いわけですが、その今までの経過を説明してください。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 今ほどのあの、政教分離のお話であります、大変難しい問題だと考えております。そういった中で、先ほども答弁させていただいたんですが、今回、国でこの補助金、この慰霊碑の移設にあたっての補助金があるということで調査した結果、国の認識によりまして助成を行っている制度でありますので、この宗教分離とは、では、にはあの、問題ないというような意識で国のほうは助成をされているものと考えておりますので、法的に問題はないという認識でおります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第66号 令和元年度只見町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎陳情書 新田沢・館ノ川間の町道整備のお願い

○議長（齋藤邦夫君） 日程第11、陳情元－14 陳情書 新田沢・館ノ川間の町道整備の
お願いを議題とします。

経済文教委員長の審査報告を求めます。

5番、大塚純一郎君。

〔経済文教常任委員長 大塚純一郎君 登壇〕

○経済文教常任委員会委員長（大塚純一郎君） 経済文教常任委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託されました、下記案件の審査経過並びに結果について報告をいたします。

記。（1）審査事件。陳情元－14 陳情書 新田沢・館ノ川間の町道整備のお願い。只見
牧屋利用農業協同組合、組合長、目黒和之。只見区長、鈴木厚。（2）審査経過。本事件は、
令和元年7月会議において付託を受け、令和元年7月26日、8月28日の委員会で審査を
いたしました。この間、町当局と共に現地調査を実施いたしました。（3）審査結果。一部採
択。（4）理由。本件は、町道新田沢・館ノ川間の町道整備に関する陳情であり、当委員会
では陳情者による現場の説明及び町当局の意向等を基に審査をいたしました。陳情内容は、①
災害復旧の早期施工と②本路線のアスファルト舗装であります。審査結果として、①につ
いては道路利用者の安全確保が最優先であること、キャンプ場利用者の散策コースとしても有
効な道路であることなどから、災害復旧事業は必要と判断をいたしました。②については、
舗装道路としては館ノ川・石伏線が整備されており、代替道路として十分に機能を果たすこ
と、舗装の有無についてキャンプ場利用者の意見等も参考にすべきと判断し、舗装工事は再
検討すべきとしました。よって、本件は一部採択すべきものといたしました。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑ありません。

これで質疑を終わります。

ただ今の委員長報告のとおり、一部採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情元－14は委員長報告のとおり決定されました。



◎議員の派遣について

○議長（齋藤邦夫君） 日程第12、発委第6号 議員の派遣についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、佐藤孝義君。

2番、佐藤孝義君。

〔議会運営委員会委員長 佐藤孝義君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐藤孝義君） 発委第6号 議員の派遣について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第100条第13項及び只見町議会会議規則第127条の規定により提出いたします。

別紙、裏面をご覧ください。議員の派遣について。本議会は次のとおり議員を派遣するものとする。1、町村議会議員研修会。（1）目的、議会の活性化に資するため。（2）派遣場所、郡山市、ビックパレットふくしま。（3）期間、令和元年10月15日、火曜の1日間。（4）派遣議員、只見町議会議員11名。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

発委第6号 議員の派遣については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎正副議長・議員の公務出張等について

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、9月会議以降における正副議長・議員の公務出張等についてお諮りをいたします。

9月会議以降の活動及び各種行事・会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそうように決定しました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君） ここで、町長より、発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

○町長（菅家三雄君） 令和元年度只見町議会9月会議散会にあたりまして、発言のお許しをいただきましたのでご挨拶を申し上げます。

本会議では、条例改正、一般会計・特別会計補正予算の10議案。報告5件及び平成30年度一般会計、九つの特別会計の決算認定並びにただ今、追加議案1件のご審議をお願いいたしました。慎重審議のうえ、全ての議案について議決をいただき誠にありがとうございました。議決をいただきました事項につきましては、今後、適正に執行をまいりますのでよろしく願いいたします。

また、全員協議会、決算特別委員会を通して多岐にわたり多くのご意見・ご提案をいただきました。さらに、審査報告に付されましたご意見につきましては、今後の予算編成や行政

執行運営の中で十分内容を踏まえ対処してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

朝夕、寒さが厳しく感じられる季節となりました。議員各位におかれましては町勢伸展のためにより一層のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様方のご健勝を心からご祈念申し上げまして散会の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。



◎議長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君） それでは、議長からも一言、御礼のご挨拶を申し上げます。

今回の9月会議は、通算11日間の長い日程でございましたが、議員各位のご協力によりまして予定通り日程を終了することができました。また、決算特別委員会の審議につきましては、いくつかの指摘事項もありましたが、当局の協力によりまして十分に審議を尽くすことができました。誠にありがとうございました。

申し上げるまでもございませんが、地方議会は議会制民主主義の根幹である町政、つまり二元代表制により運営されておるところでございます。議会は住民を代表する最高の意思決定機関としてより良い判断が求められており、多人数性の期間となっております。一方、町長は執行機関として町民の意思を、つまり議会の意思を十分尊重し、決定された事項を速やかに実行する義務と責任を有するものでございます。したがって、事務の執行を速やかにできるよう、独任制をとっておるところでございます。議会は多人数でより良い判断を、町長は速やかな行政執行を、議会制民主主義の原則を踏まえて、共に議会も、執行当局も努力してまいりたいと、そのように考えるところでございます。

当局におかれましては、監査委員や一般質問等が出された意見あるいは提言並びに決算特別委員会からありました意見等に特に留意をされまして、町民が望む、町民のための事務事業の速やかな執行と町勢伸展に今後ともさらなる努力をされますことをお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、秋の収穫時期を迎え忙しくなります。健康には十分留意され、ご活躍されることをお願い申し上げましてご挨拶に代えさせていただきます。

どうもありがとうございました。



◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、9月会議に付された案件の審議は全て終了いたしました。

これで只見町議会9月会議を終了いたします。

どうもご苦勞様でした。

（午前11時01分）